

第6回農業委員会定例会(議事録)

午後 15時 00分	
1. 日 時	平成29年6月30日(火)
午後 16時 30分	
2. 場 所	竹原市民館 2階 第2, 3会議室
3. 出席委員	2 石本委員, 3 土居委員, 4 信友委員, 5 佐伯委員, 6 沖野委員, 7 山本委員, 9 吉木委員, 10 井上委員 11 西野委員, 12 祐本委員,
欠席委員	1 日下委員,
4. 説明員	向井事務局長, 道面主任主事, 森永主事, 西原技師
5. 審議案件	議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第20号 事業計画変更承認について 議案第21号 竹原市農業委員会総会会議規則及び竹原市農業委員会規則の一部を改正する規則について 議案第22号 竹原市農地利用最適化推進委員の候補者の決定について 報告第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議 長	<p>それでは、ご案内申し上げた時間になりましたので、只今から第6回竹原市農業委員会総会を開催致します。</p> <p>では、まず本日の欠席委員は日下委員で、農業委員会等に関する法律第21条により、在任委員の過半数の出席がございますので、本会議が成立していることを宣言いたします。</p> <p>日程第1、「会期の決定」を議題と致します。 お諮り致します。今期農業委員会総会の会期は本日一日と致したいと思います。 これにご異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p> <p>ご異議なしと認めます。よって会期は、本日一日と決定致します。</p> <p>日程第2、「会議録署名委員の指名」を行います。 会議録署名委員は、議長において、9番吉木委員と10番井上委員を指名致します。</p> <p>それでは、日程第3、議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。 事務局職員をして議案の説明を申し上げます。</p>
局 長	<p>それでは、議案第17号について説明致します。 本議案は農地法第3条に基づく許可申請でございます。 件数1は、譲渡人Aさん、譲受人Bさんからの申請、件数2は、譲渡人Cさん、譲受人Dさんからの申請で、権利関係につきましては、両件数とも所有権移転となっております。 説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりましたので、これより現地確認を行った結果について、11番西野委員からご報告をお願いします。</p>
11 番	<p>それでは、私から現地確認を行った結果をご報告いたします。 件数1は、忠海町の宮床バス停より西へ約180mに位置し、現地確認時、耕作されていませんでした。 件数2は、新庄町の中葛子バス停より北へ約180mに位置し、現地確認時、電気柵が設置されていましたが、耕作はされていませんでした。 報告は以上です。</p>
議 長 局 長	<p>農地法に基づく農地権利移動の許可の検討事項について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>それでは私のほうから本議案について、審査基準の全ての項目ごとに申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているか否かを検討した結果をご説明致します。</p>

す。

まず、譲受人が今回取得する農地を含めて、全ての農地において耕作するかどうかについてですが、申請書や譲受人から提出された営農計画及び、申請時間聞き取りにより、両件数とも譲受人が権利取得後に全ての農地で耕作を行うことが認められ、審査基準に適合しております。

次に、権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に常時従事するかどうかについては、申請書に記載された従事日数や申請時間聞き取りにより、両件数とも権利取得後も農作業に常時従事すると認められ、審査基準に適合しております。

次に権利を取得する者が取得後において農地の面積の合計が農地法第3条における下限面積に達しているかどうかについてですが、両件数とも譲受人は地域の下限面積に適合する面積の耕作を行っており、基準に適合します。

次に、当該農地を効率的に利用することが出来るかについてですが、該当農地が譲受人の住所より耕作可能な位置にあり、利用は容易で、農機具、農作業労働力についても、確保されていることを、両件数とも申請書、営農計画及び申請時間聞き取りにより確認しており、譲受人は農地を効率的に利用出来ると認められます。

最後にこれら以外の審査項目については、該当する事項はありませんでした。説明は以上です。

議 長

これより質疑に入ります発言のある方は挙手をお願いします。

「質疑なし」の声あり

これをもって質疑を終結致します。

お諮りします。議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。よって議案第17号は原案のとおり決定いたしました。

つぎに、日程第4、議案第18号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と致します。

事務局職員をして議案の説明を申し上げます。

局 長

それでは、議案第18号について説明致します。

本議案は農地法第4条に基づく許可申請でございます。

申請人はEさんで、事業計画は墓地の設置となっております。

説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより現地確認を行った結果について、11番西野委員からご報告をお願いします。

11 番

それでは、私から現地確認を行った結果をご報告いたします。

申請地は、田万里公民館より西へ300mの位置にあり、現地確認時、一部にナ

	<p>ス、かぼちゃ等が作付されていました。 報告は以上です。</p>
議 長	<p>農地法に基づく農地転用および農地権利移動の許可の検討事項について、事務局より説明をお願いします。</p>
局 長	<p>それでは本議案について、農地法の許可基準に適合しているかどうか、議案にあります審査事項に沿って検討した結果をご説明いたします。</p> <p>まず、立地基準の審査ですが、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で2種農地と判断いたします。2種農地の立地基準については、他に代替する土地がないと認められる場合は許可することとなっており、立地基準の許可要件は満たしているものと思われま。</p> <p>次に一般基準の審査で、まず信用及び資力につきましては、申請人は過去に違反転用はなく、又、資力も資金証明等が添付されています。</p> <p>次に申請に係る事業施行に関して、他法令の許可等の申請が必要かどうか、また必要な場合の許可等の見込み状況については、「墓地、埋葬等に関する法律」の申請中であり、担当部署より許可の見込みと聞いております。</p> <p>次に許可を得た後、遅れることなく申請目的どおりの事業を実施するかどうかについては、申請書類、また、申請時の聞き取りで、許可後遅滞なく事業の用に供することを確認しております。</p> <p>次に申請地の計画面積の妥当性については、申請書、申請時の聞き取り及び現地確認により、事業計画の規模からみて、妥当であると認められます。</p> <p>次に周辺農地への営農に支障が有るか無いかということですが、被害防除計画、申請時の聞き取り、現地確認等で、今回の農地転用で周辺農地への営農に支障は出ないものと認められます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>「質疑なし」の声あり</p> <p>これをもって質疑を終結致します。</p> <p>お諮りします。議案第18号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、日程第5 議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と致します。</p> <p>事務局職員をして議案の説明を申し上げます。</p>
局 長	<p>それでは、議案第19号について説明致します。</p>

	<p>本議案は農地法第5条に基づく許可申請でございます。</p> <p>件数1は、譲渡人Fさん、譲受人G、Hさんからの使用貸借権設定の申請で事業計画は自己住宅及び農業用倉庫となっております。</p> <p>件数2は、譲渡人Iさん、譲受人J、Kさんからの所有権移転の申請で事業計画は自己住宅となっております。</p> <p>件数3は、譲渡人Iさん、譲受人I、J、Kさんからの所有権移転の申請で事業計画は進入路となっております。</p> <p>件数4は、譲渡人Lさん、譲受人M、Nさんからの所有権移転の申請で事業計画は自己住宅となっております。</p> <p>件数5は、譲渡人Oさん、件数6は、譲渡人Pさん、件数7は、譲渡人Qさん、件数5、件数6、件数7の3件の譲受人Rさんからの賃借権設定の申請で、事業計画は選挙後援会事務所及び駐車場となっております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりましたので、これより現地確認を行った結果について、11番西野委員からご報告をお願いします。</p>
11 番	<p>それでは、私から現地確認を行った結果をご報告いたします。</p> <p>件数1は、西野町の荘野公民館より東に約100mに位置し、現地確認時、耕作されていませんでした。</p> <p>件数2、件数3は、吉名町の吉名隣保館より北へ約70mに位置し、現地確認時、クズが茂り耕作されていませんでした。</p> <p>件数4は、下野町の中通公民館の南側にある水路を挟んだ位置にあり、現地確認時、耕作されていませんでした。</p> <p>件数5、件数6、件数7は、土地区画整理区内にある、セブンイレブン竹原中央店の道路を挟んだ南側に位置し、現地確認時、耕作されていませんでした。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>農地法に基づく農地転用および農地権利移動の許可の検討事項について、事務局より説明をお願いします。</p>
局 長	<p>それでは本議案について、農地法の許可基準に適合しているかどうか、議案にあります審査事項に沿って検討した結果をご説明いたします。</p> <p>まず、立地基準の審査ですが、件数1は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で2種農地と判断いたします。2種農地の立地基準については、他に代替する土地がないと認められる場合は許可することとなっており、立地基準の許可要件は満たしているものと思われまます。件数2、件数3、件数4、件数5、件数6、件数7は用途指定区域内で、また、件数5、件数6、件数7は土地区画整理区域内でもあり、3種農地と判断します。よって立地基準については、原則許可することとなっております。</p> <p>次に一般基準の審査で、まず信用及び資力については、全件数とも譲受人は過去に違反転用はなく、資力も資金証明等の提出があります。</p> <p>次に許可を得た後、遅れることなく申請目的どおりの事業を実施するかどうかにか</p>

	<p>については、申請書類、また、申請時の聞き取りで、全件数とも遅れること無く事業実施するものと認められます。</p> <p>次に申請に係る事業施行に関して、他法令の許可等の申請が必要かどうか、また必要な場合の許可等の見込み状況については、全件数とも他法令の申請は不要となっております。</p> <p>次に申請地の計画面積の妥当性については、申請書、申請時の聞き取り及び現地確認により、事業計画の規模からみて、全件数とも妥当であると認められます。</p> <p>最後に周辺農地への営農に支障が有るか無いかということですが、被害防除計画、申請時の聞き取り、現地確認等で、全件数とも今回の農地転用で周辺農地への営農に支障は出ないものと認められます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>「質疑なし」の声あり</p> <p>これをもって質疑を終結致します。</p> <p>お諮りします。議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」は原案のとおり決定することにご異議はありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p> <p>異議なしと認めます。よって議案第19号は原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に日程第6、議案第20号「事業計画変更の承認について」を議題と致します。</p> <p>事務局職員をして議案の説明を申し上げます。</p>
局 長	<p>それでは、議案第20号について説明致します。</p> <p>本議案は、申請人Sさんで、申請地は福田町字烏賊^{い か}甲56番地です。農地法第5条第1項の規定に基づき許可を受けた土地について、その転用事業の配置計画及び履行期間を変更するため、事業計画変更承認を申請するものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりましたので、これより現地調査を行った結果について、11番西野委員からご報告をお願いします。</p>
11 番	<p>申請地は福田町の打越住宅バス停より東へ約340mの位置にあり、太陽光パネルが設置されていました。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明をお願いします。</p>

<p>局 長</p>	<p>本件は、平成28年6月30日に農地法第5条の転用許可を受けていましたが、当初の配置計画では設置が困難なため、配置計画及び履行期間を変更するものです。</p> <p>今回の申請は「事業計画変更承認申請の必要な場合」の内、当初申請者が申請書に記載された事業計画等の変更を行えば、当初の転用目的を達成できる場合に該当するものと考え、審査基準について検討した結果を報告します。</p> <p>まず、許可の取消処分を行ってもその土地が旧所有者によって農地として効率的に利用されないと認められるかどうかですが、申請地は長年耕作されておらず、耕作が困難と認められ、該当しないと考えます。</p> <p>次に許可目的達成が困難になったことが転用事業者の故意又は過失によるものではないと認められるかについては、申請地の形状・勾配等により、配置計画を見直す必要が出てきたものであり、認められるものと考えます。</p> <p>次に変更後の転用事業が変更前の転用事業に比べてそれと同程度又はそれ以上の緊急性及び必要性があると認められるかどうかについては、事業内容の変更ではないので該当しません。</p> <p>次に変更後の転用事業がその事業計画に従って実施されることが確実であると認められるかどうかについては、申請書や申請時間取りにより、事業の実施が確実であると考えます。</p> <p>次に変更後の転用事業により周辺の地域における農業等に及ぼす影響が、変更前の転用事業による影響に比べてそれと同程度又はそれ以下であると認められるかどうかについては、事業内容の変更ではないので該当しません。</p> <p>最後に変更後の転用事業が農地法に定める農地法第5条第2項に規定する農地転用に関する許可基準により許可相当であると認められるかについては、これについても認められるものと考えます。</p>
<p>議 長</p>	<p>これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>「質疑なし」の声あり</p> <p>これをもって質疑を終結します。</p> <p>お諮りします。議案第20号「事業計画変更承認申請について」は、原案のとおり決することにご異議はありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p> <p>ご異議なしと認めます。よって議案第20号は、原案どおり許可いたします。</p> <p>次に日程第7、議案第21号「竹原市農業委員会総会会議規則及び竹原市農業委員会規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。</p> <p>事務局職員をして説明申し上げます。</p>
<p>局 長</p>	<p>それでは、議案第21号について説明をいたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>本案は、農業委員会等に関する法律第34条により、総会及び委員会に関する事項を規則で定めるものです。改正の主な内容は、農業委員会等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、農業委員の選挙に関する事項を整理し、動議等に必要なる人数を変更し、農地利用最適化推進委員の担当区域ごとの定数を定めるものです。説明は以上です。</p> <p>これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>「質疑なし」の声あり</p> <p>これをもって質疑を終結します。</p> <p>お諮りします。議案第21号「竹原市農業委員会総会会議規則及び竹原市農業委員会規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり決することにご異議はありませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p> <p>ご異議なしと認めます。よって議案第21号は、原案のとおり決定いたします。次に日程第8、議案第22号「竹原市農地利用最適化推進委員候補者の決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局職員をして説明申し上げます。</p>
<p>局 長</p>	<p>それでは、議案第22号について説明をいたします。</p> <p>本案は、竹原市農地利用最適化推進委員の候補者を決定しようとするものです。推進委員の定数は14名で、平成29年1月6日から、区域を定めて募集を行って参りましたが、このたび定数と同じ14名の応募がありましたので、全員を候補者として決定するものです。なお、委嘱につきましては、新しく任命される農業委員の方に決定していただくこととしております。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>これより質疑に入ります。この場合、候補者に農業委員がいらっしゃいますので、議事参与の制限により、3番委員、5番委員、6番委員、7番委員、9番委員は一旦退席をお願いいたします。</p> <p>(関係委員退席)</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>「質疑なし」の声あり</p> <p>これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>お諮りします。議案第22号「竹原市農地利用最適化推進委員候補者の決定について」は、原案のとおり決することにご異議はありませんか。</p>

<p>局 長</p> <p>議 長</p> <p>事務局</p> <p>議 長</p>	<p>「異議なし」の声あり</p> <p>ご異議なしと認めます。よって議案第22号は、原案のとおり決定いたします。それでは、関係委員は着席をお願いします。</p> <p>(関係委員着席)</p> <p>次に、日程第9、報告第7号「農地法第3条の3第1項の届出について」事務局職員をして報告申し上げます。</p> <p>それでは、報告第7号について説明を致します。平成29年5月に農業委員会に届出のあった件数、筆数、面積について報告いたします。件数は2件、筆数は田20筆、畑9筆、面積は10,745㎡の届出がありました。詳細につきましては、参考資料の届出台帳をご覧ください。</p> <p>以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。引き続き、事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。</p> <p>農業委員・農地利用最適化推進委員の今後の日程について説明</p> <p>以上をもちまして、第6回竹原市農業委員会総会を閉会いたします。</p>
---	--

上記のとおり会議の顛末を記し，相違ないことを証するため，ここに署名する。

平成29年 7月14日

議 長 祐本 征武

署名委員 吉木 徹

署名委員 井上 美津子